

表記体・用字と文脈・用語との関連

—今昔物語集宣命書きの中の特例に及ぶ覚え書—

山 田 俊 雄

一、はしがき

二、主題の意味——続紀宣命の場合

三、対照的な場合——かな文における漢字の混入

四、本論——今昔物語集天竺・震旦の部の宣命書きの特例の場合

い。いふならば、むしろ、題目のごとく用語や文脈と、その表記法・用字法との関係といふ課題を処置してみようといふわけである。

今昔物語集が、原形においては、漢字かたかな交りの宣命書きの表記体をもち、それが平安朝末期に属する宣命書きの逸品であり、屢々代表的作物の如き取扱ひを受けて来たことは、多言を要しないところである。而して、その集が本朝の部、すなはち巻第十一以下巻第三十一までの諸巻において、さらには、その世俗の部について、格別の評価を受けてゐることは確かである。しかしながら、天竺・震旦の両部はさしたるものではないといふ俗説も、最近は流布してゐること故ここに、本朝の部をさし措くについては、多少の弁明も必要であらうか。右にいふ俗説は、今歯牙にかけるだけのことをしてゐるのであつて、文法論的な問題に言及するものではない。含むものとは見えない、すでに文学といふ用語にして多義を

免れない、さしたるものであらうが、なからうが個々の嗜好に帰する体の論ならば取上げるには及ぶまいと思ふ。

本稿では、今昔物語集の用字法の調査を主眼とする。物語の内容たる言語と、その容器たる文字との連関は、すでに歴史的に一つの傾向があると認められてゐて、そのためには、諸種の問題が解明の端緒を得てゐる。今、この集について、便宜、天竺・震旦の部を先づ処置し、つづいて、同様に本朝の部に及ぼうとするのみである。それは、巻の序次を逐ふといふ理由である。しかしもう一つは、言語史的にみて、本朝の部については、前二部と別に取扱ふことが必要と考へられる理由が認められ、したがつて、本稿の場合にも、主題は同時に設定せられるが、処置は、それぞれ別に行ふべきものであるからである。予測するに、主題に關しては、本朝の部には同一の結論は成立すると限らないのである。

二、主題の意味

——続紀宣命の場合——

さて、右にのべた、本稿の主題が、文字・言語の歴史の上で、どのやうな意味を有するかについて、聊か注釈を与えて置く必要を感じる。

漢字を主とし、仮名を從とする言語表記の方式は、日本語を文字化する場合、現在標準的なものであることは、いふまでもない。また過去に溯つても、この方式は多くの場合に採用されたところであつて、特に、いはゆる宣命書きにおいて

は、漢字と仮名（または真仮名）の役割の主従關係は、著明な通則的事実として認めることができる。そこでは、主たる漢字が分担する語の性質と、従たる仮名の分担する語の性質との間に、かなり、際立つた差違がある。漢字を多く布置した間を、かたかなをもつて点綴するといふ趣向は、用語の性質を暗黙のうちに、読者に領会せしめ、句讀を容易ならしめる。用語と用語との間を視覚的に区切ることは、他の手段（たとへば分ち書き——分別書き方——や引用符や句讀点・段落の類）を不必要なものとしてゐた。

さて、右にいふやうな表記の方式は、早く、漢字専用の時代に採用され、後宣命や祝詞に主として伝はり、或る種の系統の散文に（ごく稀には韻文にも）決定的に便宜なものとして伝承されたやうに推測されるのである。今、今昔物語集を見るとき、上代の宣命書きの、嫡々の後裔としてその表記の方式を位置づけることができるかどうかは、暫く措くとしても、從来いはれるやうに、宣命書きの好個の実例と見ることには、疑義はないと思はれる。即ち、概念語の中心部を漢字によつて大字で、しかも殆ど例外なくどの概念語についても表記すると同時に、反面では、関係辭の殆どすべてを、そつくり仮名で小字で、表記する、といふ方式が、今昔物語集における実況から帰納せられるのである。

しかし乍ら、祝詞や宣命の、いはゆる宣命書きとともに、かなりの例外といふべきものを含んでゐるのであつて、厳格にいへば、首尾一貫したものと断定はできない。表記者が單一

でない場合には、当然のこととして多少の弛緩が生じること
もあらう。また、語の性質の認識において、不十分な面が、
混入して来る場合には、自然に、右の方式は破綻を見せるわ
けであつて、この点は柔軟に表記者の立場を顧慮するだけの
余裕ある解釈を行ふべきものであらう。

もともと、宣命書きとは、本居宣長が「歴朝詔詞解」総論
において概述したところでもあるが、山田孝雄「国語学史」
(三四頁)に

「宣命書とは古の詔勅の國語にて宣言せられたるもの、漢字
にて記載せるものにして、その書式には略一定の式あるもの
なり。その概念をいへば、大体に於いて観念をあらはす語即ち
体言、副詞並に用言の本幹は大字を以て書き、用言の活用、複
語尾、助詞の如きを小字にて書くといふ記載の方式なり。」

とのべるやうな事柄をさしてゐるので、(もちろん、この呼
称は宣命の制作された当初のものではあるまい) 大字の部分
には仮名で表記することも稀ではなかつた。

(第一詔)

(第二詔)

(第三詔)

(第四詔)

(第五詔)

(第六詔)

(第七詔)

(第八詔)

(第九詔)

(第十詔)

(第十一詔)

可久賜時爾美麻斯親王乃齡乃弱爾
佐太加尔。牟俱佐加尔。
豐尔牟俱佐加尔。
吾子美麻斯王尔。
許能天高御座坐而。

(第五詔)
(第五詔)
(第五詔)
(第五詔)

加久耶答賜、加久耶答賜止
於毛夫氣賜答賜。
相宇豆奈比奉福奉奉事尔。

(第六詔)
(第六詔)
(第六詔)
(第六詔)

由見其婆婆止在須
加久定賜者。

(第七詔)
(第七詔)
(第七詔)
(第七詔)

必母斯理弊能政有倍之
刀比止麻尔母。己我夜氣授留人乎波

(第七詔)
(第七詔)
(第七詔)
(第七詔)

十日廿日止試定止斯伊波婆。
多夜須久行無止所念坐而。

(第七詔)
(第七詔)
(第七詔)
(第七詔)

淨伎明心乎持氏。波波刀比供奉乎
其人乃宇武何志伎事歎事乎

(第七詔)
(第七詔)
(第七詔)
(第七詔)

今米豆良可尔。新伎政者不有
武都事止思坐故。
神奈我良母所念行久止
加久治賜比惠賜來流。

(第八詔)
(第八詔)
(第八詔)
(第八詔)

*地坐祇乃相干豆奈比奉福波倍

(第一三詔)

吾孫將知食國天下止与佐斯奉志麻爾々々

(第一三詔)

高天原尔事波自米而

(第一三詔)

天下所知美麻斯乃父止坐天皇乃、美麻斯爾賜志

(第一三詔)

衆人乎伊謝奈比率氐

相宇豆奈比率

佐枳波倍奉利

拙久多豆同奈伎朕時尔

神奈何良母念坐氏奈母

退氏波婆婆大御祖乃

神奈我良母念坐須

婆婆婆爾仕奉爾波可在

伊蘇之美宇賀斯美

男能未父名負氏女波伊婆礼奴物尔阿礼夜

父我加久斯麻尔

於母夫氣教祁牟事

天皇朝守仕奉事願奈伎人等尔阿礼波

能杼尔波不死

伊夜嗣尔奈賀御命聞看止

神我天神地祇乎率伊左奈比天

障事無久奈佐牟止

加遍須加遍須所念止母

己已太久高治賜乎

加蘇毘奪將盜止為而

惠逆在奴久奈多夫礼麻度比

逆竟乎伊射奈比率而

此事俱仁西止伊射奈布尔依而

俱仁西牟止事者許而

(第三三詔)

穢奴等乎伎良比賜棄賜布尔依氐
久奈多夫礼良尔

加久聞看來天日嗣高御座乃業波

相宇豆奈比率
掛畏朕婆々皇太后朝尔母

如理婆々尔波仕奉倍自止

生子乃八十都岐爾自

伊夜益須益尔

波良何良尔至麻氏尔

伊可尔可恐久

多比重氏宣久

伊奈備奏

我加久不申成奈波

加久為流

於母自岐人乃自門波

字牟我自爾辱彌念行爾

加久久氐

今帝止立氏須麻比久流間尔

宇夜字也自久相從事波元之氐

斗卑等乃仇能

凡加久伊波流倍枳

自加得言也

(第一九詔)

久奈多夫礼良尔

加久聞看來天日嗣高御座乃業波

相宇豆奈比率

掛畏朕婆々皇太后朝尔母

如理婆々尔波仕奉倍自止

生子乃八十都岐爾自

伊夜益須益尔

波良何良尔至麻氏尔

伊可尔可恐久

多比重氏宣久

伊奈備奏

我加久不申成奈波

加久為流

於母自岐人乃自門波

字牟我自爾辱彌念行爾

加久久氐

今帝止立氏須麻比久流間尔

宇夜字也自久相從事波元之氐

斗卑等乃仇能

凡加久伊波流倍枳

然此乃尊久。宇。礼。志。岐。事。乎。

心。波。定。天。伊。未。須。

可。久。波。阿。礼。止。毛。

和。佐。止。之。天。奈。毛。

不。樂。伊。未。佐。倍。止。奈。毛。

朕。我。太。子。等。坐。之。時。余。利。

可。多。自。氣。奈。弥。奈。毛。

根。可。婆。稱。改。給。比。治。給。伎。

多。奈。久。惡。奴。止。母。止。

岐。良。比。給。氏。之。

岐。多。奈。伎。佐。保。川。乃。觸。體。爾。入。氏。

岐。良。比。給。倍。久。在。利。

其。等。我。根。可。婆。禰。替。氏。

政。波。行。給。物。尔。伊。麻。世。波。奈。毛。

於。太。比。尔。侍。氏。

己。我。比。伎。婢。企。

退。給。比。捨。給。比。岐。良。比。給。牟。

許。己。知。天。謹。麻。利。

於。保。世。給。布。御。命。乎。

然。朕。波。御。身。都。可。良。之。久。於。保。麻。之。麻。須。爾。依。天。

汝。都。可。弊。止。敕。比。之。御。命。乎。

先。乃。人。波。謀。乎。遲。奈。之。

我。方。能。久。都。与。久。謀。天。

新。嘗。乃。猶。良。比。乃。豐。乃。明。聞。許。之。壳。須。

(第四一詔)

有。礼。志。与。呂。許。保。志。止。奈。毛。見。流。
惠。良。伎。

(第四六詔)

相。宇。豆。奈。比。奉。相。扶。奉。事。尔。
天。皇。朝。乎。置。而。寵。退。止。聞。看。而。於。母。富。佐。久。
於。与。豆。礼。加。母。

(第四八詔)

多。波。許。止。乎。加。母。云。

孰。授。加。母。寵。伊。麻。須。

誰。任。之。加。母。寵。伊。麻。須。

我。問。比。佐。氣。牟。止。

佐。夫。之。岐。事。乃。味。之。

見。行。阿。加。良。閉。賜。牟。止。

欵。美。明。美。意。太。比。之。美。

多。能。母。志。美。

寵。止。富。良。之。奴。礼。婆。

言。牟。須。部。母。無。

為。牟。須。倍。母。不。知。爾。

和。備。賜。比。

弥。麻。之。大。臣。之。家。内。子。等。乎。母。

波。布。理。不。賜。失。不。賜。

弥。麻。之。大。臣。乃。寵。道。母。

字。之。呂。輕。久。

心。母。意。太。比。爾。念。而。

*平。久。幸。久。寵。止。富。良。須。倍。之。止。

美。麻。志。大。臣。乃。

(第五二詔)

(第五一詔)

(第五二詔)

(第五三詔)

(第五四詔)

(第五五詔)

(第五六詔)

(第五七詔)

(第五八詔)

(第五九詔)

(第五十詔)

(第五十一詔)

(第五十二詔)

(第五十三詔)

(第五十四詔)

(第五十五詔)

(第五十六詔)

(第五十七詔)

(第五十八詔)

(第五十九詔)

(第六十詔)

(第六十一詔)

(第六十二詔)

(第六十三詔)

(第六十四詔)

(第六十五詔)

(第四六詔)

(第六十六詔)

加。多。自。氣。奈。美。伊。蘇。志。美。思。坐。須。

免。賜。比。奈。太。每。賜。比。氏。

遍。麻。年。久。

念。良。麻。久。毛。恥。志。賀。多。自。氣。奈。志。

安。加。良。米。佐。須。如。事。久。

於。与。豆。礼。加。毛。

都。々。半。事。無。久。

字。志。呂。毛。輕。久。

神。奈。我。良。所。知。食。

曾。毛。曾。毛。百。足。之。虫。乃。

滅。人。等。麻。禰。久。在。

於。夜。乃。多。米。爾。止。奈。母。

問。賜。比。支。多。米。賜。倍。久。

遠。知。奈。岐。奴。不。覺。シ。テ。

加。久。太。爾。母。

伊。布。加。志。美。意。保。々。志。美。念。半。加。止。奈。母。

（注）本文は金子武雄氏校訂朝日全書本による。宣長「歴朝詔

一篇、第六四は正倉院文書中の一篇。固有名の場合をのぞ

く。本文に、小字でかゝれてゐても、大字として書かれる

べき箇の個所も右にふくめ、*印で区別した。）

右は、大字にて書かれ、かつ仮名書きと看做すべきところ

のすべてを、宣命について抄出したのであるが、元来、宣命

書きの表記体は、

（第五二詔）
（第五三詔）

A 漢字……a 概念語
B 仮名……b 関係辞

Q 小字

とするとき、

（ “ ” ）
（ “ ” ）

A — a — P
B — b — Q

の二つの組合せが、量的には多いので、この二項をもつて宣命書きの通則、傾向と見得るのであらうが、右の側のやうに概念語の、大字における仮名の用法、すなはち

（第五九詔）
（ “ ” ）
（ “ ” ）

があり、また極めて小数ながら

（第六一詔）
（ “ ” ）
（第六二詔）
（第六三詔）

B — b — P
B — a — P

もある。從来、続紀宣命の表記法について、大字小字の区別は、いふまでもなく論者の著眼して忘れないところであり、その面での結論は、前出「国語学史」（四六頁）によれば

〔大字細字の区別ある記載法は（…本稿筆者補ふ）〕

形容詞にありては比較的にその区別整へるに、他の用言に到りては、その語幹と活用とを大字細字に書き分くる法必ずしも一定せずして区々なりしものなるを見る。然らば、當時この書き別け方に規律全く無かりしものかと見るに、形容詞にて上にいへるが如く条理略整へり。しか、形容詞には整然たるものがある。他の用言には不整頓に見ゆるは如何。これには、先づ、敬語を以て補助語と見るといふ一の事情もあるべきが、他の大なる原因は、これらの用言はいづれも複語尾を伴ふ性質を有するものにしてその複語尾は漢語の本義の文字〔「所」「令」「欲」「不」〕

〔不^ス而^キヘン〕などの字（筆者注）を用いる限りはすべて「細字にて書ける」によりて、それが本幹たる用言の活用は、或は大字にてかかれ、或は細字にてかかれ、彼是と動搖せりしものと見られたり。

また、同書（四八頁）には、
厳密にいへば、もとより國語の性質を十分に認識せりといはる
べきにあらねど、大体に於いて、主要語と補助語との区別を知
り、又觀念をあらはす部分と、言語線縫の方式の部分との区別を
認め、又用言と語幹との区別の存することを略識りたりしも
のといふべきなり。

とあつて、大字と小字（細字）との書き分けについては、全く言ひ尽されてゐるのであり、大字における仮名的用法の現象の存在することについても、勿論言及してゐる。けれども、この現象を、時としておこる、偶發的、無意味の事とみるわけには行かぬのではなからうか。

一体 万葉假名か 推古朝金石遺文などにおいては、固有名詞(人名地名)の表記に、まづもつて使用されたといふことは定説である。また古事記の本文や自注や、日本書紀訓注などに従ってみれば、国語の固有語の語形温存のための表記方式といふ意図を含めて採用されたことも、疑ふべからざるところとされる。宣命書きの一般的傾向に外れるものと見るべき、前掲の一九〇余行にわたる項は、偶発・無意味ないし、物のまぎれと断じてよいものであらうか。

統紀宣命は、その統紀への登録に際しては、同一人の手を

イソシミ

イサナハレス

イサナヒ

イサナヒ

一三二

卷之三

卷之三

アレヤ

アレ坐ム

アラハシ

三三三

卷之三

アマタタ

アナナヒ

アケ

アカラメ

アダムヘ

九

卷之三

卷之三

う。ナニ

味といふ

待するこ

卷之二

同様に経たと見ることも許されようが、その本来の草案は、文武朝から桓武朝に及ぶ九十余年に散見するものであつて、

ウシロ軽ク	ウシロモ軽ク
ウチハヤキ	ウチハヤキ
(相)ウツナヒ	(相)ウツナヒ
ウヘナミ	ウヘナミ
ウムカシキ	ウムカシキ
ウムカシミ	ウムカシニ
ウヤウヤシク	ウヤウヤシク
ウレシキ	ウレシキ
オタヒニ	オタヒニ
オタヒシミ	オタヒシミ
オノガ	オノガ
オノモ	オノモ
オホキ	オホキ
オホセ給フ	オホセ給フ
オホホシミ	オホホシミ
オホマシマス	オホマシマス
大マシマセハ	大マシマセハ
オモシキ	オモシキ
オモブケ	オモブケ

クナタブレ(ラニ)

セ	スマヒ	スヌムコト	スペ	シリヘノ	シノヒコト	シカ	サラニ	サブシキ	サタカニ	サケムト	サキハヘ	コノ	ココチテ	コキダシキ
												コロ	コロ	ココタク

19	51	51	31	7	40	27	33	51	5	51	13	29	6	45	18	7	27	19
トトノヒ	トト	ツヨク	ツキ	ツツム	ツカヘト	ツカラシク	タリマヒテ	タヤスク	タメ	タマヒニ	タハコト	タビ重テ	タツカナキ	タニハ	タノモシミ	ソリテ	(二)セモソモ	

29 41 45 58 25 45 45 28 2 7 28 61 38 25 51 51 13 13 28 59 19

トヒトノ	トモナハスシテ
トフラシヌレハ	トフラスヘシト
トモナハスシテ	トモナハスシテ
トモナハスシテ	トモナハスシテ
トモナハスシテ	トモナハスシテ

ヒキシテ	マトヒ
ヒキヒキ	マニマニ
ビロムル	マネク
マニマニ	ミマシ
ワク	51
ワサ	53
ワビ賜ヒ	31
キヤビ	33
キヤビ	41
キヤビ	41

右の表は、何を物語るであらうか。時を異にする三詔三語にわたるものがあり、その多きは五詔ないし八詔におよぶものも散見するのである。偶然・無意味といひするには、多少の逡巡を禁じ得ない。この表では、語幹を見て、同根とみえるものを、まとめてみたのであるが、ここで断案を得たわけではないが、何らかの、解明の端緒が暗示せられてあるやうにも思はれる。

今、たとへば、ア行に属する語で「イサンフ」と「ウツナフ」との二語をみよう。「イサンフ」が七例、「相ウツナフ」が五例であつて、共に例外なく大字仮名書きである。この両語は、共に万葉集にも見える語であるが、たまたま、巻一八の四〇九四には、同一の歌に見える。もちろんそれは、しきるべき理由があるのである。その歌が、「陸奥の国より金を出せる詔書を賀ぐ歌」で、続紀宣命の十二詔十三詔（天平勝宝元年四月一日）に、こたへまつる意で詠まれたものであつて、家持の歌であるが、そこに自然、用語上の同一が見られわけである。万葉集ではしかし、「イサンフ」は、この

イサナヒテ（伊射奈比底）「一七ノ四〇一一」（大伴家持の歌）
イサナヒタマヒ（伊射奈比多麻比）

「一八ノ四〇九四」（大伴家持の歌）

の二例だけである。「(相)ウツナヒ」も

天地乃神安比宇、豆奈比、「一八ノ四〇九四」（大伴家持の歌）と局限のある語である。この、卷一八の例は、右にのべたやうに、続紀宣命と深い関係があるのであるから、注意を要する。「(相)ウツナヒ」は、祝詞では

皇神等相宇豆乃比奉豆（大嘗祭）

千秋五百秋乃相嘗仁相宇豆乃比奉利（中臣寿詞）

があるが、同一の語根と思はれる「ウヅ」は、野村八良氏「日本散文学史」では特殊の古語であつたといふ見解を示されてゐる。「ウヅ」は

字豆
字都

両様に書かれて、やはり大字である。「字豆」は「字豆能（大帛帛）」の例が非常に多く見え、「字都」は大嘗祭の「皇我字都御子」のごときである。万葉集に

天皇朕字頭乃御手以（六ノ九七三）

が見えるが、右で見る限りでは、「ウヅノ」「ウヅナヒ」「ウヅノヒ」「が、すべて仮名書きで一貫してゐるとみてよいであらう。はるかの後代、熱田本平家にも「字津広前」の字面がある。「イサナフ」の語根「イサ」については同様のことを

求めることはできないが、ここに、大字の仮名書きに何らか

の秩序（たとへば、右野村氏のいはゆる特殊の古語といふやうな）を見出さうと努力してみることが無意味でないことが示されてゐるはしないか。

次に「オタヒニ」は、辞書によるところの語の用例は続紀宣命のほかには、陰陽寮式の儺祭の祭文の箇所を引いてゐる。

天地能諸郷神等波平久於太比尔伊麻佐布倍志登申。とあるのは、同じ趣きのものと考へられる。万葉集には見えない。類聚名咸抄法の印、「穩」字に オタヒカナリ と見えるが、觀智院本なのでたしかとはいへぬ。

「キラヒ」の語は六例をかぞへるが、これは、日本書記神代上に

有三手端吉棄物、足端凶棄物

の訓注

手端吉棄此云多那須衛能余之岐羅毗

に、同じ語を見る。思ふに、訓注は、「棄」字での、「キラヒ」の表記には特殊であり、不十分を覚えたためであらうから、「棄」字の訓としての定着がなかつたと見ることができ。類聚名義抄索引によれば、名義抄にもキラフの訓を「棄」には見ない。また色葉字数抄にも見えない。逆にいへば「キラヒ」の語を表記する意字に適切なものをその時は有しなかつたものと見られまいかと考へるわけである。

右の宣命書きの大字仮名の由来する所について、前にものべたが本稿がここに断案を準備してゐるわけではない。しかし、右に数へたすべてが、表記者の気まぐれでといふもので

はあるまいことを、暗示しようとしてするのである。祝詞や

宣命では、表記法自体その伝承をつづけて、古形を模するのが通例であつたことが考へられる。今ここで何も判然としたことを述べることが出来ないのは遺憾であるが、宣命書きといふ方式が宣命といふテクストによつて、また祝詞の表記として、平安時代から後にも意識的に伝承されたものかどうかの問題を考へることは、決して無駄な詮議ではあるまい。右にのべたことは、しかし、問題を確認するまでに止まる。けれども、くりかへしていふが宣命書きの源流と見られる、続紀宣命に、右のやうな現象をふくむことは、一見異様なことであり、宣命書き自体の内部的矛盾とみられるわけである。しかし一面からすると、あたかも、次のやうな現象とならべて考へてみるとべきものではなからうか。

三、対疊的な場合

——かな文における漢字の混入の場合——

万葉集の諸巻のうち、一字一音式に徹底して仮名表記が行はれたと、普通あつさりと考へてゐる巻々の表記の方式を見るに、そこに、なほ、漢字の表意的用法が混入してゐて、文字通りの、徹底した一字一音方式が履行せられてゐないといふ現象がそれである。また、下つての日本紀観宴和歌においても同様のことが指摘せられる。仮に慎重な、そして作為的といふほどの配慮が用意されてあつても、筆のあやまりや、筆の走りといふものは、それを全く避けることができないの

ではないか。

万葉集の一字一音の方式が一の巻全巻にわたつて採用されてゐるのは、卷五、卷一四、卷一五、卷一七、卷一八、卷一九、卷二〇であるが、今それらの諸巻において、表意的用法の混在を指摘することは、さしたる難事ではない。

大王 朝庭 子 年月 石木 には鳥 (五ノ七九四)
父母 妻子 大王 日月 (五ノ八〇〇)

銀 金 玉 (五ノ八〇三)
(五ノ八〇四)

樹 世間 年月 (袖) (五ノ八一〇)
(五ノ八一)

世人 万世 (五ノ八一三)
(五ノ八三〇)

國 遠 路 長手 (五ノ八八四)
(五ノ八八三)

朝露 我身 国 目 (五ノ八八五)
(五ノ八八六)

宮 国 百重山 越 京師 身 玉鉢 道 父 家 (五ノ八八七)

道 長手 (五ノ八八八)
(五ノ八八九)

日 一世 二遍 (相別) (五ノ八九〇)
(五ノ八九一)

風 雜 雨 雪 寒 墓塩 取 糟湯酒 鼻 (かき)撫

人 麻被 引 布 衣 寒夜 貧人 父母 妻子等 乞

泣 此時 汝代 天地 狹 日月 照 皆 吾 耳 作

綿 肩 打懸 内 直土 藥 解敷 枕 足 方 囲居

水水田児野來見見児宿根瀬葉根児田目宿哭手児
野宿見児夜児宿手児見汝児宿

(一四ノ三四七〇)
(一四ノ三四七三)
(一四ノ三四七六)
(一四ノ三四七七)
(一四ノ三四八五)
(一四ノ三四八七)
(一四ノ三四九〇)
(一四ノ三四九二)
(一四ノ三四九四)
(一四ノ三五〇〇)
(一四ノ三五〇四)
(一四ノ三五〇五)
(一四ノ三五〇八)
(一四ノ三五〇九)
(一四ノ三五一三)
(一四ノ三五一五)
(一四ノ三五一六)
(一四ノ三五一九)
(一四ノ三五一〇)
(一四ノ三五一一)
(一四ノ三五一八)
(一四ノ三五二三)
(一四ノ三五二五)
(一四ノ三五二八)

君大浦宿鳴葉兒宿児る宿田宿宿水湍宿木江手兒野兒野
船海江野莫児沿
邊渚鳥

(一四ノ三五七〇)
 (一四ノ三五六五)
 (一四ノ三五六九)
 (一四ノ三五六四)
 (一四ノ三五六一)
 (一四ノ三五五四)
 (一四ノ三五五五)
 (一四ノ三五五六)
 (一四ノ三五六六)
 (一四ノ三五六一)
 (一四ノ三五六二)
 (一四ノ三五六四)
 (一四ノ三五六五)
 (一四ノ三五六六)
 (一四ノ三五六七)
 (一四ノ三五六九)
 (一四ノ三五六七)
 (一五ノ三五七九)
 (一五ノ三五八〇)

秋大船君
真幸白玉
秋風
(新羅)
異情
山妹時
山妹時
海原夜
大伴出
妹時
妹時
神島船出
時
藤江道門
見野島
見

(一五ノ三五八二)
(一五ノ三五八二)
(一五ノ三五八三)
(一五ノ三五八六)
(一五ノ三五八七)
(一五ノ三五八八)
(一五ノ三五八九)
(一五ノ三五九〇)
(一五ノ三五九一)
(一五ノ三五九二)
(一五ノ三五九三)
(一五ノ三五九四)
(一五ノ三五九七)
(一五ノ三五九九)
(一五ノ三六〇〇)
(一五ノ三六〇一)
(一五ノ三六〇三)
(一五ノ三六〇四)
(一五ノ三六〇五)
(一五ノ三六〇六)
(一五ノ三六〇七)
(一五ノ三六〇八)
(一五ノ三六〇九)
(一五ノ三六一〇)

海原白玉
鳴蟬京師
山河秋
月よみ
小松原
山月
尾宿
手真かぢ
見
大船
築紫道
見
名門
船女
見
月見
江一日

(一五ノ三六一三)
(一五ノ三六一四)
(一五ノ三六一五)
(一五ノ三六一七)
(一五ノ三六一九)
(一五ノ三六二二)
(一五ノ三六二二)
(一五ノ三六二二)
(一五ノ三六二九)
(一五ノ三六三三)
(一五ノ三六三五)
(一五ノ三六三七)
(一五ノ三六三八)
(一五ノ三六三四)
(一五ノ三六三五)
(一五ノ三六三六)
(一五ノ三六三七)
(一五ノ三六四〇)
(一五ノ三六四一)
(一五ノ三六四五)
(一五ノ三六五二)
(一五ノ三六五三)

日月日月女月
日山辺秋野真かぢ月
松浦月國今日月
天地月日見明日君
山君世間君野辺花

月 京師 山下 山邊 山見
君袖 大伴 九月 山
君道 山道 山見
目山 一日 一夜
見田 恋日 其日 目
見葉 葉見 屋ど 日君
見九七 五六九一 五六九三 五六九四 五六九五
見九六 五六九二 五六九三 五六九四 五六九五
見九五 五六九一 五六九二 五六九三 五六九四
見九四 五六九〇 五六九一 五六九二 五六九三
見九三 五六九〇 五六九一 五六九二 五六九三
見九二 五六九〇 五六九一 五六九二 五六九三
見九一 五六九〇 五六九一 五六九二 五六九三
見九〇 五六九〇 五六九一 五六九二 五六九三

(一五ノ三六九八)
 (一五ノ三六九九)
 (一五ノ三七〇〇)
 (一五ノ三七〇四)
 (一五ノ三七〇五)
 (一五ノ三七一一)
 (一五ノ三七一四)
 (一五ノ三七一六)
 (一五ノ三七二一)
 (一五ノ三七二三)
 (一五ノ三七二四)
 (一五ノ三七二五)
 (一五ノ三七二八)
 (一五ノ三七三〇)
 (一五ノ三七三一)
 (一五ノ三七三四)
 (一五ノ三七三六)
 (一五ノ三七三八)
 (一五ノ三七四一)
 (一五ノ三七四三)
 (一五ノ三七四六)
 (一五ノ三七四七)
 (一五ノ三七五一)

過所子
山川一日見
大宮人
山川君
君野屋どれる君
君宮人
君御馬屋
見女兒松原見度女藻
荒津の海時吾
海夫釣船我船
昨日いき魚今日見
淡路島船
天伝日家
家命浪思
大海同時兒等

(一五ノ三七五三)
(一五ノ三七五四)
(一五ノ三七五五)
(一五ノ三七五六)
(一五ノ三七五八)
(一五ノ三七六二)
(一五ノ三七六四)
(一五ノ三七六八)
(一五ノ三七六九)
(一五ノ三七七〇)
(一五ノ三七七一)
(一五ノ三七七二)
(一五ノ三七七三)
(一五ノ三七七六)
(一五ノ三七七九)
(一七ノ三八九〇)
(一七ノ三八九一)
(一七ノ三八九二)
(一七ノ三八九三)
(一七ノ三八九四)
(一七ノ三八九五)
(一七ノ三八九六)
(一七ノ三八九七)

海未通女火松原起
船乘鏡月夜雲起
君人花如此君見
春雨花常物
花盛遊内庭梅柳
御苑ふ百木落花
山背春花暎秋雪
大宮所
水
橋並
常花
來鳴日
珠宅霍公鳥
山辺木際日
情花月來鳴
枝花珠見
山谷野今鳴
代所念
橋苑鳴
青丹不鳴
鶴鳴花橘
衣服そひ獵月
屋ど

(一七ノ三八九八)
(一七ノ三九〇〇)
(一七ノ三九〇一)
(一七ノ三九〇二)
(一七ノ三九〇三)
(一七ノ三九〇四)
(一七ノ三九〇五)
(一七ノ三九〇六)
(一七ノ三九〇七)
(一七ノ三九〇八)
(一七ノ三九〇九)
(一七ノ三九一〇)
(一七ノ三九一二)
(一七ノ三九一二)
(一七ノ三九一三)
(一七ノ三九一四)
(一七ノ三九一五)
(一七ノ三九一六)
(一七ノ三九一七)
(一七ノ三九一八)
(一七ノ三九一九)
(一七ノ三九二〇)

しろ髪 大皇 貴ぐも
 天下 ふる雪
 山見えず をとつ日 昨日 今日
 新年 豊のとし 雪
 大宮 零 白雪
 吾名 たつた山 雪
 海辺 恋 絶
 草枕 月日
 瞳 月
 秋田 穂むき 見がでり
 野辺
 妹 衣袖
 秋風 来鳴
 月歴ぬ 紐
 念意
 日晚 野辺
 藤花 春
 腹 秋風
 馬並て
 大王 出而
 平く 待と
 道 山河 (物の)見まく
 意間に 使
 青丹 泉河 馬駐(め)
 時に 好去て
 月日
 な弟 時 穂 出 秋 芽子花 屋戸を
 往過 山 白雲 里
 物 白雲 (物の)
 庭 雪
 白浪 榜船 間なく
 大王 大夫 情 山坂 年月 代人
 大船 情門 黒髪 児等 間使 情
 世間 春花 (物の)
 山河 見す
 春花
 日異 思出 念出 間使 遣 縁 隠居而
 春花 野 瞳音 我 春菜 赤裳 時盛 君が心
 ひと目 見てば
 瞳 聞らむ
 やま野 春野
 妹 吾 相見 情 大王 別來 日 荒撲 春花
 相見ねば 宿夜 近在ば 妹 路 関 霍公鳥 来鳴
 うの花 山 淡海路 青丹 吾家 恋 吾妹早
 見む
 見ねば
 (一七ノ三九二二) (一七ノ三九二三)
 (一七ノ三九二四) (一七ノ三九二五)
 (一七ノ三九二六) (一七ノ三九二七)
 (一七ノ三九二八) (一七ノ三九二九)
 (一七ノ三九三〇) (一七ノ三九三一)
 (一七ノ三九三二) (一七ノ三九三三)
 (一七ノ三九三四) (一七ノ三九三四)
 (一七ノ三九三五) (一七ノ三九三六)
 (一七ノ三九三七) (一七ノ三九三八)
 (一七ノ三九三九) (一七ノ三九四〇)
 (一七ノ三九四一) (一七ノ三九四二)
 (一七ノ三九四三) (一七ノ三九四四)
 (一七ノ三九四五) (一七ノ三九四五)
 (一七ノ三九四六) (一七ノ三九四六)
 (一七ノ三九四七) (一七ノ三九四七)
 (一七ノ三九四八) (一七ノ三九四八)
 (一七ノ三九五〇) (一七ノ三九五〇)
 (一七ノ三九五一) (一七ノ三九五一)
 (一七ノ三九五二) (一七ノ三九五二)
 (一七ノ三九五三) (一七ノ三九五四)
 (一七ノ三九五四) (一七ノ三九五四)
 (一七ノ三九五五) (一七ノ三九五五)

山葉出立見がほし
 (一七ノ三九八五)
 鳴鳥
 (一七ノ三九八七)
 手に見つゝ
 見つれども見れば見のさやけきか
 見つゝ
 野にも
 見ぬ日
 花橘
 日見て
 名瀬見つゝ見ぬ名
 見れども
 いく代経にけむ見れども
 見る
 手見つゝ
 見つゝ見わたせばあひ見しめ
 大王美雪越名山高み河野
 野矢形尾大黒鈴朝鶴暮鶴
 名三島野見つゝ二上山心火
 旧江をとつ日
 矢形尾
 二上
 日

其日野情江東風
 (信濃)端
 濱瀬(馬)(河は)
 草附
 海船梶
 船木島山今日
 香島間京師
 濱見て
 日
 目見ぬ見ずは
 見ては
 たるひ女見れども
 たるひ女
 見れども
 (一七ノ四〇八)
 (一七ノ四〇三九)
 (一八ノ四〇四六)
 (一八ノ四〇四七)
 (一八ノ四〇四八)
 (一八ノ四〇四九)
 (一八ノ四〇五五)

ほり江 大皇

(一八ノ四五六)

賜大伴 遠つ神祖 其名 大来主 官 海行 屍山
行草 屍 大皇 死 かへり見 大夫 彼名 子 大伴

ほり江 水を 瀬

(一八ノ四〇五七)
(一八ノ四〇六一)

(物の) 大皇 見るごと

(一八ノ四〇六三)
(一八ノ四〇六四)

大皇 吾家

(一八ノ四〇六五)
(一八ノ四〇六六)

うの花 見せむ

(一八ノ四〇七〇)
(一八ノ四〇七一)

(楊なぎ) 桜花 今 盛 入 雖 云 我 不在

(一八ノ四〇七四)
(一八ノ四〇七七)

ひと目 見に

(一八ノ四〇七九)
(一八ノ四〇八四)

みしま野 名のり

(一八ノ四〇八六)
(一八ノ四〇八七)

あぶら火 ともし火

(一八ノ四〇八九)
(一八ノ四〇九二)

見ゆる

(一八ノ四〇九三)
(一八ノ四〇九四)

櫛 葦原 国 神 御代 天の日嗣 御代御代 四方 国

(一八ノ四〇九五)
(一八ノ四〇九六)

山河 御調 宝 吾大王 善事 鶏鳴 東国 小田 山

(一八ノ四一二)
(一八ノ四一二)

金有 御心 天地 神 皇御祖 御靈 遠代 朕 御世

(一八ノ四一二)
(一八ノ四一二)

御食国 (物の) 八十伴雄 老人 女童兒 願 心撫

手 (物の) 氏人 見む (一八ノ四〇九八)
御代 金 花 日嗣 天下 名 負 大王 此河 此山
行草 屍 大皇 死 かへり見 大夫 彼名 子 大伴
佐伯氏 人祖 立 辞立 人子 祖名 不絶 大君
(物の) 桧弓 手 鍔大刀 大王 み門 且 大皇
御言 聞 貴 大伴 (一八ノ四〇九四)
(一八ノ四〇九五)
(一八ノ四〇九六)
(一八ノ四〇九七)

手 (物の) 氏人 見む (一八ノ四〇九八)
神代 父母 見は 妻子 見は (物の)世人 ちきの花
天地 春花 何時 心 南吹 雪消 益而 射水河 流

(一八ノ四一〇六)

手 (物の) 氏人 見む (一八ノ四一〇六)
神代 父母 見は 妻子 見は (物の)世人 ちきの花
天地 春花 何時 心 南吹 雪消 益而 射水河 流

(一八ノ四一〇八)

手 (物の) 氏人 見む (一八ノ四一〇八)
神代 父母 見は 妻子 見は (物の)世人 ちきの花
天地 春花 何時 心 南吹 雪消 益而 射水河 流

(一八ノ四一〇九)

手 (物の) 氏人 見む (一八ノ四一〇九)
神代 父母 見は 妻子 見は (物の)世人 ちきの花
天地 春花 何時 心 南吹 雪消 益而 射水河 流

(一八ノ四一〇一〇)

手 (物の) 氏人 見む (一八ノ四一〇一〇)
神代 父母 見は 妻子 見は (物の)世人 ちきの花
天地 春花 何時 心 南吹 雪消 益而 射水河 流

(一八ノ四一〇一〇)

手 (物の) 氏人 見む (一八ノ四一〇一〇)
神代 父母 見は 妻子 見は (物の)世人 ちきの花
天地 春花 何時 心 南吹 雪消 益而 射水河 流

(一八ノ四一〇一〇)

手 (物の) 氏人 見む (一八ノ四一〇一〇)
神代 父母 見は 妻子 見は (物の)世人 ちきの花
天地 春花 何時 心 南吹 雪消 益而 射水河 流

(一八ノ四一〇一〇)

手 (物の) 氏人 見む (一八ノ四一〇一〇)
神代 父母 見は 妻子 見は (物の)世人 ちきの花
天地 春花 何時 心 南吹 雪消 益而 射水河 流

(一八ノ四一〇一〇)

手 (物の) 氏人 見む (一八ノ四一〇一〇)
神代 父母 見は 妻子 見は (物の)世人 ちきの花
天地 春花 何時 心 南吹 雪消 益而 射水河 流

(一八ノ四一〇一〇)

手 (物の) 氏人 見む (一八ノ四一〇一〇)
神代 父母 見は 妻子 見は (物の)世人 ちきの花
天地 春花 何時 心 南吹 雪消 益而 射水河 流

(一八ノ四一〇一〇)

官 くだり来 五年 手枕 まる宿 情 屋戸 夏

開花 さゆり花 一日

花 さゆり花 相 今日

(一八ノ四一二三)

(一八ノ四一二四)

年内

夏野 野ゆき 月日 五月 射水河

(一八ノ四一二五)

見る

秋 今日 見れば 鏡 見む

(一八ノ四一二七)

見る

見まく 年月 経れば 君 見つる

(一八ノ四一二八)

朝参

四方 万調 日 見れば みどり児

(一八ノ四一二九)

見ゆる

御代 代人 往更 年 見つゝ

(一八ノ四一二二)

山行

山情 山人

(一八ノ四一二三)

秋風

野上 年緒

(一八ノ四一二四)

見まく

花見 まく

(一八ノ四一二五)

秋風

野 野上 年緒

(一八ノ四一二六)

見ゆる

（う梅）

(一八ノ四一二七)

秋風

山 情 山人

(一八ノ四一二八)

見ゆる

（う梅）

(一八ノ四一二九)

秋風

野 野上 年緒

(一八ノ四一二一〇)

見ゆる

（う梅）

(一八ノ四一二一)

秋風

野 野上 年緒

(一八ノ四一二二)

見ゆる

（う梅）

(一八ノ四一二三)

秋風

野 野上 年緒

(一八ノ四一二四)

見ゆる

（う梅）

(一八ノ四一二五)

秋風

野 野上 年緒

(一八ノ四一二六)

見ゆる

（う梅）

(一八ノ四一二七)

秋風

野 野上 年緒

(一八ノ四一二八)

見ゆる

（う梅）

(一八ノ四一二九)

秋 花 見まく

見む 年緒

秋風 見む

秋風 月

秋草 見る 月

秋草 見つゝ

(110ノ四三〇七)

(110ノ四三〇八)

(110ノ四三〇九)

(110ノ四三一〇)

(110ノ四三一一)

(110ノ四三一〇)

以上に煩をいとはず列挙したところから、読者は一字一音式に徹底した仮名表記といふものが、万葉集においても、そしてその特別な巻々に於ても必ずしも多くはないことが知られるであらう。即ち右の巻五、巻十四、巻十五、巻十七、巻十八、巻二十の諸巻中、以上に挙示するところのない歌番号を拾つて見るだけで十分である。巻五は七九四から九〇六まで、巻十四は三三四八から三五七七まで、巻十五は三五七八から三七八五まで、巻十七は三八九〇から四〇三一まで、巻十八は四〇三二から四一三八まで、巻二十は四二九三から四五六までで、長短をとりまして、総歌数九二四、そのうち以上に示すことなき、一字一音徹底表記の体の歌は、四八二となる。過半数は、たしかに徹底した一字一音式仮名表記であるが、右に列挙した四四二首に上る、四七%強のものが、それらと共に存する他の諸歌と同列に、等質のごとき表記体を一見呈し乍ら、実はちがつてゐるのである。そして、今、それらが、どのやうな語の上に、どのやうな字で現はれてゐるかを、とりまとめて展望して置くのは、決して無駄ではあるまいと思ふ。ここに、直ちに用語と用字との内的関連が洞察される、といふほど単純な事態ではないが、このやうに、混入して来る漢字の影響は、遂に、仮名が、字体の上で、漢字から脱化する時代に至つても、克服しえない、重い荷であつたらうことを、予見させるのである。また、仮名の世界になつてからも、なほ漢字の表意的用法を混在せしめざるを得なかつた時の、一つの傾向——どんな語を漢字表記にゆだね

るかといふことを見るのに、役立ちはしないかと思ふのである。

長歌において、例外なしに、表意的用法が混入してゐるといふ事や、東歌や防人歌には、それが少く、有る場合でも、大体、一音節語（一音節語幹）の場合に限定されるといふ事などは注目すべきであらう。前にもふれたが、一音節の訓仮名は、表音か表意かいづれが主であるかの判定にくるしむものもないではないが、ここでは、正字法といふ点からみて、いはゆる仮借とみられないなら、すべて寛大に取扱ふ趣旨を立てて一貫したのである。なほまた、二字つゞけて表意的用法がある場合はなるべく、二字つゞけて、二字以上の場合も可能なかぎり一連のものとして取扱つた。これは、用字の慣例とでもいふべき意識を探索する手懸りとして、不必要ではないと考へたからである。

また「鳥梅」「宇梅」のやうな例、「河波」「物能」のやうな例、「楊奈疑」のやうな例——これらは後世の捨仮名を伴ふものとほど同一性格のものとも考へられるもの故、切捨てないで登録した。地名人名に属するものは借音表記が多いが、今、後尾に（）にかこんでのせた。

たゞし、左の表は、すべて、用字を拾ふのを主眼として、先づ例を採取し、その訓については、十分な研討を加へる余裕を有しないまゝ、便宜の訓で整理したのであるから、多少の誤りなきを保しがたい。*印をつけたのは、「過所」「朝參」が漢語で字音よみの語あるからの故である。

(ア) 賢 明星 赤裳 秋 秋風 秋草 秋田 秋野 秋夜 開

朝 朝鶴 朝露 朝朝 麻被 足 葦刈 葦附 葦原

朝 明日 遊 桦弓 東國 (あつま道) 相見 相別

天伝 天神 天地 天下 天の日嗣 海夫 海未通女

雨 雨零 東風 新年 荒璞 麗妙 有 在 不在

青馬 青丹 (淡海 淡路 荒津)

(イ) 息 軍卒 いさ魚 戴持 何時 五年 (伊豆)手舟

泉河 出 出立 命 石木 飯炊 云伝 (雖々)云 宅

家 家子 今 今替 今世 妹 微命 (射水河)

海 海原 海辺 海行 表 表荷 梅(う梅) 馬荷

産れ 浦 豊吟

(エ) 摂 (オ) 奥 音 大海 大王 大君 大皇 大國靈 大黒

大伴 大船 大御神等 大御世 大宮人 大宮所 勅旨

負 覆來 重 念 念意 念間 所念 思 思出 祖名

老 老人 (大来目主)

(カ) 香 鏡 限 如此 困居 累 数 霞 糟湯酒 風

風早 肩 方 難 墓塙 梶門 門出 悲 河 尸 還

還來 帰神 神社 神代 髮 鹹塙 鷹 (獵・鷹)

(神島 香島) 木 樹 来立 来鳴 来居 聞 聞食 服そひ獵 衣

(ク) 金 草 草枕 (くだり来) 国 地祇 雲 雲隱

黒髪 苦 *過所

(ケ) 異(ケニ) 異情 今日

(コ) 此河 此橋 此山 此夜 木実 木際 樹間 子

(サ) 盛 峴 三枝 開花 桜花 指 五月 五月蠅

(シ) 敷 倭文手纏 死 島守 島山 須臾 霜 霜上 楚

(ス) 鈴 濁鳥 墨繩 皇神 天皇 皇御祖 皇神祖

(セ) 狹 為瀬 湾 閔 芹子

(ソ) 灌 袖苑 其兄 其名 其日 其葉 其実 彼名

(タ) 田 高み 高光 高御座 宝 榺繩 手放 手枕 立

(チ) 近在 千 年年 千尋 父 父母 落花

(ツ) 官 使 遣 月 月日 月人 月夜 (月よみ) 繼

(ト) 時 時盛 時花 解敷 常磐 常花 常世 年 年月

(キ) 富人 等 豊鳥 鷄鳴 取

(ナ) 汝(な弟) 莫名名附(名のり) 中長長道

み津)

長手 九月 流鳴 不鳴 鳴蟬 鳴鳥 喚往歎無

成夏 夏野 撫撫賜 七種 何為浪並雙坐

(難波 難波宮)

(ミ) 庭(にほ鳥) (ヌ) 沼(ぬえ鳥) 額拝 布布衣宿夜

(ネ) 根宿願慕

(ノ) 野野邊耳乘

(ハ) 羽葉芽子花端

花橘鼻母溢早速掃春春霞春雨春鳥花花咲

(ヒ) 日日晚日月日繼火孫枝直土一日

一日一夜一世人入祖人子引紐紐解昼

(フ) 伏仰三遍藤花船船木船出船人船舳

船乘零旧江経れば冬(三上藤江)

(ヘ) 経歷

(ホ) 穂霍公鳥

(マ) 間間使真(かぢ)真木真幸真日奏蒔枕

好去て雑益て益益大夫又且待貧人

松浦松原(まる宿)

(ミ) 実身身上見見在見度見渡朝庭御朝庭

御心御言御苑生御靈御手御調御船御馬屋

御代御世(み雪)水水鳥水沫短物道道引

道行路満皆南吹宮宮人京師(三島野)

(メ) 目目前女女童兒妻子愛

(モ) 藻物黃葉百木百鳥百重山唐諸

(ヤ) 八十伴雄八千種矢形尾漸々安屋戶(屋ど・屋どる)柳(楊なき)病山山川山河山坡

山下山背山辺山人山道山行

(ユ) 湯雪雪消逝水行過往更夕星暮鶴暮庭

(エ) 江(ほり江)

(ヨ) 代代人世人世間夜夜音夜床善事縁

(ヲ) 我我身吾吾大王吾名吾家吾子若草

(ヰ) 別來綿藁

(ヰ) 井

(ヲ) 画

(ヰ) 尾緒ろ(ますら)男御食國小田了居

次に、平安朝に入つての例として、日本紀竟宴和歌の場合

を参考にしたいと思ふ。これは平安朝に入つての、一字一音式の万葉仮名の実用例として、やゝまとまつた資料であるからである。

竟宴和歌は、漢字表記を先にし、次に平仮名の表記を従へる、二様の表記体を、一首の歌に必ず行つてゐるので、(つ

まり万葉集の場合の、「訓を別提せる本」の形である)もし

また、左注(これは成立が何時か、本来のものかどうかに問題もあるらうが)には

それが本来の体裁ならばその表記の意識は、万葉集とおのづから異なるものが存するものと考へなければならないが、今

ここでは、それについて、私案をのべるに至らないから、ふ

れないでおく。歌の総数は上下巻あはせると、八一首。その

うち、一字一音の仮名表記の徹底してゐるもの六二首。次に

例をあげるやうな、表意的用法をふくむもの、乃至は一字一

音式表音的ならぬ用法をふくむものすべてで一九首である。

このやうに、竟宴和歌においても、一字一音の仮名で、全巻を徹底的に貫くといふことは、むつかしいものである。これが、何故かといふ点に至ると、なほ、条理立つた説明を与へることは容易でない。しかし、どのやうな語を、どんな文字で書いたものかといふことは一往見ておかねばなるまい。本来は、单字の表と、語の表とを別に作るべきものであるが、ここでは簡略にしてその中間的なものを示す。日本紀竟宴和歌の、熊本本妙寺本の古典保存会複製によると、上巻はじめからの出現順に、歌では

葦牙 をす国 四年之間 解由無し からす羽
墨 見別ぬ 王つき 君が御世 獻ける
下照姫 恋 鶴ならぬ 堤 豊浦宮 世々
水 日月 行 星蹕 (ホシヤトリ) 新羅 (スルガ) の国 ゆめに見し
甘樺の丘 八嶋の国 伯孫 墳に馬 作し時 器 (カツハモノ)
豊 ひ女 野にも 三日ばかり おとひ女 見ます
誉田のきみ 大かみ 大津父 手 大鷦鷯

などが見えて、一字一音式万葉仮名(左註では、かな)の間に象嵌されてゐるのである。

このやうな状況(先の万葉集の場合をふくめて)によつてみると、一字一音式のカナにも実は、表意文字的用法の漢字が混入してくるのを、絶対的に回避することがすでに不可能であつたのではないかとも考へられる。また、若干の漢字本来の表意的用法をも潔く排除するのでなければ、国語の語形表記主義に反してしまふ、といふほどの強烈で、しかも狹隘な心理は元來存しなかつたといふべきであらうか。右の竟宴和歌の左註では、字音語が多く、またそれが、固有名にかかるものをふくむ。地名については字音を仮りた表記とでもいふべきであらうが、年月日をあらはすものや、ごく少い例外(「日のかみ」)をのぞけば、多少の秩序は存したと見られよう。竟宴和歌の歌の印では、地名・人名が見えてゐて、幾分か傾向といふべきものを指摘することができるが、今は、やはり断案をひかへなければならない。

平安時代に入つての、いはゆる仮名文が、果して、どのやうに、漢字から脱出したか、すでにいひ古されてゐるが、漢

字かなまじり文といふよりは、むしろ漢字交り文といふのが

実況であつて（勿論、「漢字交り文」といふ用語の当否は別として）、ここで、新らしくいふまでもない。たゞし、実況

を、多少とも実地に見ることは、この際必要である。平安時代の日記や物語について、表記体までを精確に原型どおりに

うかがふことのできる資料は、求めても得がたいのであるが、

今、故池田亀鑑博士の労作を土台にして土佐日記及び伊勢物語について、故新井信之氏の労作を土台にして竹取物語（古本）について、表意的用法の漢字について、それぞれの一覧表を作製した。

竹取物語については、古活字十行本について、山田忠雄編「竹取物語総索引」（武藏野書院刊）三三八頁の「おぼえがき」に用語例二回以上で、漢字表記で一貫してゐるもの（り

ストがみえるが、左の表は、新井信之氏の古本についての調査であるから、かなりの出入りがある。また、漢字専用の語には限らず、字の出現を主眼としたのは前述のごとくである。

(ア) 石 出 五 家 入 色

右大臣

枝
翁 御 御神 御身 御目

(カ) 風 返 反事 神

木 木草 聞 昨日 君

子 五 尺 五 十 五 百 五 人 心 事 御覽 比

(サ) 三 三年

四百 十五日 十二方 七月十五日 上下 少将 千日

千よ日

袖

(タ) 竹 大 大臣 大納言 玉 紿 :道

千 中将 長者

月 露 官人

手 天 天下 天人

戸 時 頭中将 所 十 十日 殿

(ナ) 名 内侍 中 七 七十 七日 何事 也 成侍

二 二三日 廿 廿人 二千人 日 似

野山

(ハ) 葉 花 侍 春 八千里 三波 八月十五日

日 火 光 姫 人 一日 百官 百人

二 二日 二人 文

仮

(マ) 申 又 松

三 三日 三月 御 御石 御子 御心 御行

身 見 水 宮

(ヤ) 屋 山 山女

世 行 世中 夜

(ラ) 覧

六人

(ワ) 我 我身 王

小野 女

次に、伊勢物語、これは池田亀鑑氏の「伊勢物語に就きて
の研究」校本篇の本文、定家筆三条西家本の翻字によつて
みる。これも本来は、先づ單字について一覧を与へ、次に、
語によつて用字を示すのが順であるが、紙幅を費すこと多い
ので、便宜の形で示す。大体、語を基準にして示すから、字
のよみは私意によることがある。また「む月」「なが月」の
「月」の類を月に一括して数へるから、若干の不備をまのが
れない。

(ア) 秋 秋風 雨 有 (近江 安祥寺 在原)

家庵 今色 (伊勢)

枝 狩鷹 (河内)

(カ) 賀影 風方哉 河 河辺 返返事 神 神世

木菊 后君 京 行幸 (す) 行者

草木雲 紅願 宮内卿 (九条)

下 (らう) 煙

子心 心地 事 恋 衣 衣手 五丈 (五条)

(サ) 西院 桜 桜花 斎宮 三尺六寸 三条 左中弁

左兵衛督 在五中将

四十 忍 十一日 白玉 白露 白浪 白雪

住吉

袖

(タ) 田 大將 大納言 題 玉 紿 谷 誰

千 千里 地 中將 中納言

津 官人 使 露 月 月日

手 殿上

春宮 藤氏 時 時世 所年 年月 友鳥

十日

(ナ) 名 中 流 七日 夏浪 猶也 内記

涙

二十丈 二条 女御 仁和

野 蟻 申 又 松

(ハ) 日 火 左 吹 二日 冬 舟

馬場

三 三人 身 右 南 源 道 水 峯 宮 御心 御名

昔 武藏

(ヤ) 物 文徳天皇

山 三月

雪 行 夢 夢地

夜世世中世人吉

(ラ) 覧

六十 六条

(ワ) 別忘草渡我

小野女

土左日記については、池田龜鑑氏の調査〔古典の批判的研究に關する研究〕第三篇によれば、定家本で

日記 日願 講師 一文字 十文字 郎寸 京 白散

元日 宇多 子日 五色 明神 人 病者 不用 院

故 中将 子 相應寺 廿二日 廿三日 廿四日

廿五日 廿六日 廿七日 廿八日 廿九日 二日 三日

四日 五日 六日 七日 八日 九日 十日 十一日

十二日 十三日 十四日 十五日 十六日 十七日

十八日 十九日 廿日 廿一日 卅日 二月一日

とある。土左日記では、年月をあらはす語と、漢語、および固有名に大体限られてゐて、訓でよむものが少いことが注意せられる。伊勢物語にしても、たとへば「をとこ」といふ語が、「女」といふ語とほど匹敵する頻度で存するにかゝはらず一度も「男」の字で書かれてゐないといふやうな点で特異な感じが持たれはるが、平がな専用（いはゆる仮名文）とみられる表記体にも、右のやうな程度の漢字の混用はさけがたかつたと見られる。

このやうな状況の下にあつて、片仮名文が、同じ条件で、もし書かれるならば、それは、今昔物語集のやうな、表記体になつて具体化されるといふことは、甚だ不自然であるとはいはなければならない。すでに春日政治博士が「片仮名交り文の起源について」（同博士著「古訓点の研究」に收められている）で次のやうに結論されてゐる。すなはち、

（前略）国語本位従つて仮名本位の文は、先づ草仮名を以て書始められたが、片仮名の漸次流布するに従つて、亦この方面には片仮名が採用されるに至つた。和歌や物語にも、片仮名で書かれたものがあるのが是である。しかしこの種類の片仮名文は国語本位仮名本位であり、漢字の入ることの極めて少いものであるから、かの漢文訓字点に附けられた字訓や補説の片仮名文に見るやうな同大書下しの普通体であつて、宣命体ではなかつたのである。

といふわけである。右に見て來たやうに、割合にやさしい、定着度のつよかつた漢語、固有名、頻出する語については、やさしい漢字が使用されて、その混入を意に介しない体で、かな文が表記される状況であつたのであるから、そのかなが片仮名にそのままとつて代られるならば、やはり漢字との比率は同様にほど保たれた筈である。

たとへば、片仮名本後撰和歌集田中本などの体裁がその一つの見本となるであらう。古典保存会写真複製本の解説（山田孝雄執筆）では

本書は全部墨書にして一張十行を標準とせりと見ゆ。歌は片仮名にて書くを原則とせりと見ゆれど、まゝ

「人」（最も多し）「月」「心」「花」「衣」「竹」「冬」「日」「山」「思」「棚機」等

を漢字にて書けり。又卷第九の第一首に平仮名「に」を用ゐたるあり。詞書は大部分片仮名なれど、名詞等には漢字を交ふること少からず。人名は主として漢字にて書きたるが、時に片仮名を交ふることあり。「題不知」「読人不知」「題詠人不知」は専ら漢文風でかくを例とせり。

とのべて、その表記体の大略を示してある。ことに蛇足となるが、多少の例証を加へるならば、題や詞書では、上巻の（巻一—巻）、出現順でいふと。（重複をはぶく）

正月一日二条后宮春立日人女月
朱雀院御門子朝臣院御返題不知開白
中宮歌合山家前裁紅梅又延喜時同藏人
松花心兼輔宰相法師竹中寛平帰鴈
題読人不知衛門御息所侍色京極行幸
壬生忠峯左近番長贈太政大臣君朝忠申
兼茂娘助信母敦忠宴亭子院三月十日
三条右大臣卿四月藤原命婦女車春宮
五月御書の所後少将五六人大納言賀
中納言屏風郭公（以上五語はイ本）
師尹消息六月

のやうに見えて、右の解説の趣旨が首肯せられよう。

かな文を片仮名文に転写して写す際に、漢字の部分だけはやはり、もとのまゝそつくり残されて伝承されるといふ鉄則は存しない。それは、土左日記において池田博士が統計的に示されたところである。けれども、一語一語の個別的な処理の上に立つ、一文章一作品の表記体についていへば、たとひ転換が行はれても、かな文から片仮名文への移行には、漢字に關する限り大きな変動があつたものとは認めがたいのである。今、この、かな文から転換せしめられて成立する片仮名文を和文脈系片仮名文と称するなら、今昔物語集の片仮名文は、（これは、一往本朝の部もふくめて）、明かに異質のものであり、春日博士のいはることは誤りがない。しかしこの際に、三宝絵詞の三種の表記体の間の関連を想起しなければ十分ではあるまいと思ふ。三宝絵詞の東大寺切はかな文、觀智院本は上巻が片仮名宣命体、中巻下巻が片仮名文であり、前田本は、いはゆる真名本で、変体漢文の、漢字文である。この三種の表記体の併存については、後日にのべたい。

さて、右にのべて來たところから、どの表記体によるにせよ、表記体の首尾一貫を、厳格に求めるといふことが、実況からみて、かなり困難であるこのことだけは、右煩を厭はずに挙げた諸例によつて了解されるであらう。ことに、万葉仮名やかなが、一般に表記体において有する意義は、一律に定めがたいこともほゞ想像されるところとなる。かなばかりで専ら書記しようといふ時でも、字音語については、やはり多少の抵抗が生じるし、伝統的な用字法の固定した語について

四
本

—今昔物語集の宣命書きの場合論

今昔物語の宣命書きが、古代の真仮名の宣命書き——先に、続紀宣命についてみてきたが——の嫡々の末裔ではあるまいといふ考へは、すでに春日博士によつて、行はれてゐる。(前引論文)

一訓点仮名発達に伴つて新しく創められた宣命体であると見る方が妥当ではなからうか。たゞひその様式は真仮名宣命体から得来つたとしても、少くも両者は別途に流れれたる。それ故真仮名宣命体に略体仮名の混入する遙か以前にこの片仮名交り文は成立してゐたのである。さてこの文体の起源の仏儒の漢文に因縁してゐることが、

この様子をして漢文に模仿し徐々に漢字を多用する文
換言すれば、漢字本位の文の方面に長く流れしめた所以
である」(傍点は本稿筆者)

は、「古訓点の研究」において、追補せられて、ごく初期の資料として、金光明最勝王經古点や、金光明最勝王經注釈（飯室切）古点より溯るものとされるが、右の考へ方に立つてみると、今昔物語集の宣命書きは、続紀宣命や、延喜式祝詞などに見られる、すでに表記体の様式として定着したもののは、發展や展開とみるべきものではなくて、むしろ漢文訓読の習慣から別に生じてゐたものであらうといふことになる。（たゞし、この考へ方では、古代の真仮名宣命書きの源流については、別の考へ方をすべきものであるかどうか不明である）たゞ、右の考へ方にも、多少の間隙が存する。表記体といふものは、転換しうるものであり、それが時代の流れに従つて伝はることもあり、同形が同時に別々に行はれることもある。春日博士の御説の要点は、漢文訓読の場から出たといふ点よりも、むしろ、その地盤に立つて行はれた一種の注解、したがつて、自作の文章に、宣命書きが採用されたといふ所にある。漢文を訓読する際の、傍訓を付することと、注解といふ作業とは大きくいへば一連の作業の部分と部分との関係に立つものであるが、前者は読み解く点に主眼があり、後者は、解釈の結果を、自己の思想文章として表現する点に主力を置く。そこに大きな分岐が見られる。

今昔物語集は、天竺震旦の部では、出典・典拠とみるべき文献の先行を前提としなければ、不可解とみられる行文が少くないが、おそらくは、右にいふ漢文の訓読（傍訓を付すること）と、その解釈といふ作業が、多くの場合存して、しか

る後に潤色せられたもの（注解の表現）が多いのであらう。続紀宣命の表記様式の直接の模倣や展開とみるべきではなくて、本来、漢文からの転移において、第一次的な、固有の、時代性を超越する様式といふ風に見るのがおだやかではないかと考へられるのである。本朝の部における、異質的なものの混入は——つまり、出典や典拠といふべき文章が、必ずしも漢文でないといふこと、また口承説話であつたりすること

——表記体の様式を、かなり変へさせる機縁になつたと思はれ、同時に、用語についても、似た様な問題があらうと思はれる。

ここで、近時全貌の紹介された、山口光圓氏蔵の「草案集」を考へ、また金沢文庫蔵の佚名仏教説話集を考へるのが適切であらう。

さて、今昔物語天竺震旦両部において、例外的表記法とみられるものに概念語の仮名書きがある。その例は次のとくである。今、それを、語によつてまとめ、その出現の場所を示し、全体を五十音順に排列して示すことにする。先にのべたやうに、新訂増補国史大系本によるから、大字小字の書きわけが明かでない筈であるが、芳賀矢一氏考証本によつて一通り裏付けを行つた。しかしこれには多少の原本との相違も考へられるのであり、また大系本と芳賀本との相違も存する。ことを注意しなければならない。たゞ、ここでは、実は、大字仮名書きに限らず、宣命書きの一体としての今昔物語における概念語の仮名書きといふ点に、むしろ注意を向けてゐる

ので、その点は、緩く考へてゐるのである。語の下に（）を付した数字をもつて、巻の序次と、語の序次を示す。下に芳賀本における異文を示す。

(ア)

。アカラ目 (五ノ14)

アサヂ (千ノ7)

。アヂキ無キ (一ノ14)

アテナル (五ノ30)

アナカマ (一ノ12)

アマヘテ (五ノ30)

。アラム (千ノ11)

アリケル (一ノ10)

(芳賀本「有ラムト」)
(芳賀本「有ケル」)

イザ (五ノ25・25)

。イタツテ (1ノ25)

イデ (二ノ33 五ノ25)

(芳賀本卷二三三をのせづ)

。イマダ (一ノ六)

(芳賀本「未ダ」)

イミジキ (五ノ4・19・32)

十ノ32

イミジク (五ノ4)

イミジカルベキ (四ノ35)

イラ、カシテ (五ノ20 十ノ15・15)

イラ、ケテ (五ノ20・20)

(心)ウカルベキ (四ノ35)

- 。ウカラタル (十ノ32)
 。ウチ (十ノ34)
 。ウツホ (四ノ11)
 。ウツロ (四ノ11)
 。ウナヅテ (四ノ17)
 。ウナヅク (五ノ3)
 。ウラヤミタル (二ノ16) (芳賀本「内」)
 ウレシキ (三ノ11)
 ウレシサ (五ノ19・19)
 。オボロケニテハ (四ノ17)
 ヲボロケノ (五ノ32) (芳賀本「ヲボロケノ」)
 カヽツリ登り (四ノ25)
 カヽル (一ノ12) 二ノ24
 カクテ (一ノ9) 12
 カク (一ノ9) 12
 カクテ (一ノ10) 32
 カシコニテ (五ノ25)
 カシコマテ (三ノ11)
 カラミテ (四ノ6)
 キラメキテ (十ノ28)
- 。ケカラ女 (五ノ4・4)
 コソメク (五ノ19・19)
 コノ (九ノ19)
 コレハ (五ノ19)
 サニ (十ノ32)
 サコソト (一ノ31)
 サテ (一ノ5・13・17・29・29)
 五ノ27
 サニコソハ (三ノ11)
 サラニ (十ノ34)
 サラメキ (十ノ36)
 サリトモ (一ノ12)
 サル氣 (十ノ34)
 サルハ (二ノ11)
 サレバ (二ノ12・13・15・30)
 二ノ19
 三ノ6
 五ノ1
 シダリテ (一ノ3)
 シバシ (一ノ37)
 (追ヒ) シラカヒテ (五ノ1)
 (心) シラヒテ (二ノ26)
- (引キ) シロヒ (五ノ1)

(曳) シロフ (三ノ22)

。 (・如ク) ナラム (一ノ3・3)
ニコヽニ (四ノ6)

。 (・ト) ス (一ノ32 二ノ28・28)

。スミヤカニ (一ノ25)

。 (・ト) スル (一ノ31・34)

。スダケリ (九ノ34)

。 (・ム) ズル (一ノ32)

。 (・ト) セル者 (一ノ5)
四ノ40)

。ソコノ (九ノ13)

。ソヽロニ (一ノ11)

。タヽ (十ノ12)

。タドルタドル (六ノ6)

。タメ (十ノ30)

。 (名) ツク (一ノ15)

。ツクツクト (千ノ6)

。タヽ (十ノ12)

。タメ (十ノ30)

。 (名) ツク (一ノ15)

。ツクツクト (千ノ6)

。タヽ (十ノ12)

。トカク (四ノ4)

。トロメキテ (四ノ31・31・31)

。ナグサメ (三ノ11)

。 (舌) ナメツリ (三ノ11)

。マサシク (十ノ1)

。マヅ (十ノ15)

。ハウニ (四ノ24)
ハシタ無ク (一ノ12)

。ハヅシ (千ノ15)
(取) ハヅシテ (三ノ26)

。 (箭ヲ) ハズシテ (五ノ18)
ハラハラト (十ノ35)

。ヒタ迎ヘ (十ノ31)
ヒタブル (五ノ1)

。ヒラヒラトシテ (三ノ11)
ヒラメクニ (三ノ11)

。フクレテ (一ノ3)

。フルマイ (一ノ3)

。マサシク (十ノ1)

。フルマイ (一ノ3)

。 (箭ヲ) ハズシテ (五ノ18)
ハラハラト (十ノ35)

。ヒラヒラトシテ (三ノ11)
ヒラメクニ (三ノ11)

。フクレテ (一ノ3)

。フルマイ (一ノ3)

。マサシク (十ノ1)

。マヅ (十ノ15)

。ムツカシキ（四ノ8）
ムツカシク（三ノ11）

いたと見られぬことはない。次のやうな例、

また、これは、「名」の字を動詞「ナヅク」として用ひ、
そのおくり仮名（または捨仮名を交へて）を「名ツク」と書
いたと見られぬことはない。次のやうな例、

。メデズ（五ノ4）

。メデズ（五ノ4）

。（此ヲ）モツテ（三ノ30）

。モトロカジ（四ノ12）

。ユスリ上テ（五ノ30）

。ユヘ（一ノ27）

。ワナ、キ（五ノ4）

。ヲモネラズ（一ノ3）

。ヲビタ、シ（五ノ1）

。穢ナミツルハ（四ノ9）

。触レバ、フ（四ノ6十ノ26）

右にあげた諸項は、語の性質からみてどのやうなものであらうか。その研討に先立つて、今昔物語集における表記の秩序の整齊について一言したい。右にあげた諸項は、天竺震旦の部において、数多いものとは決して云ふことができない、いはゞ例外的現象である。たとへば、次のやうなものがある。處では漢字で書かれてゐるというやうなものがある。

名ツケ——名附ク（二ノ9・14）

鳴呼ア（言語ア
オコ）

鳴呼ア（言語ア
オコ）

か見えるのが僅かに近い。しかし「ヲコガマシ」は見えない。同様にして「穢ナミツル」の語も、また、「触レバフ」

の場合も、何らかの事情を想定することができるのではない
か。或は和文脈の語か、或は新登場の俗語か、或は擬態・擬
声の語かといふ点で、型を分類することができるのではないか
と考へられる。

そこで、先づ、擬声語擬態語と思われるものを一括してみ
る。

キラメキテ

コソメク

サラメキ

トロメキテ

ニコヽニ
ハラハラト

ヒラヒラトシテ

ヒラメクニ

「ニコヽニ」は今昔物語集一本に「ニフニ」の傍書があ
るが、それならば万葉集にも例がある。「ニココニ」の本文

をとるなら、名義抄などは「驟然」「驟然」や「覓尔」の字
をあげ、後者には文選讀のあつたことを示してゐるから、伝

承ある擬態語とみられるから別扱すべきであらうが、一体に

擬声語擬態語は、後のいはゆる真名本などでは、多く宛字の

行はれるところであつて、それが理由も、適切な、オーソド
ックスな漢字表記の慣習の成立ちがたいところから、やむを

得ざるを奇貨として、逆に機会を活用するの技巧として生れ
たものであることを考慮すると、今昔物語集における、大

字の仮名書きは、むしろ自然といはなければならない。それ
は、愚管抄の著者の意見でもやはり同じことになるであら
う。

次に、文字的場面に新登場の語といふべきもの。特に漢字

表記の場面といふことになると、和文脈の語もしばしば、漢
字表記を新らしく行はざるを得ないことがあつたであらうと
思はれる。

アサデ

アナカマヽ

アマヘテ

イデ

イミジキ（→ク・カルベキ）

イララカシテ

イラケテ

（心）ウカルベキ

カヽル

カク

カクテ

コノ

サ（一コソ・一テ・ニ・ニコソ）

サレバ

サル（一氣・一ハ）

シダリテ

シハシ

シラカヒテ

シラフ

(ヒキ) シロフ

スダケリ

ソゾロ

タドルタドル

ツクヅクト

トカク

ナクサム

ノドカニ

ハシタナシ

ヲビタ、シ

右にあげた諸項の根幹をなす語は、今、類聚名義抄訓索引

を借りてみると、見当らない語である。而して、その大部分

は源氏物語の語彙である。たゞ「ヲビタ、シ」の如きは、源

氏物語にも見えない。この「ヲビタ、シ」については、小稿

「真名熱田本平家物語の漢字とその用法の一側面」(本誌

第十二輯) のうち(92頁以下)において私案をのべて置いた

から、ここには詳説しないが、同様のことが、云ひうる場合

が外にもあらうと思はれる。右あげた、和文には見え、漢文

訓読に乏しいと思はれる語では、漢字表記の慣習の未熟や、

不成立ということから、仮名で書かれてしまふ場合が多く存

したものではないかと考へられる。

舌ナメヅリ

ムツカシキ

などの場合でも、「舌ナメヅリ」は、字鏡集に「括」字の訓として存するが、名義抄のその字にはその訓見えぬのみか、一体にその語を訓として有しない。実用例として大日本国語辞典などでは、この今昔物語集の本朝部、卷十四の第三の例

「頸ヲ持上テ舌晝ヅリヲシテ」(新訂増補国史大系本による)

をあげてゐるのみであり、大言海には、宇治拾遺物語をあげる。

今昔物語集が、この語の初見であるとすれば、院政時代の時代語であるか、または、従来俗語であつたものが、文字的場面に初登場したものか、いづれかと考へるのが自然であろう。

「ネヂテ」については、大日本国語辞典に、宇治拾遺

物語の「鬼よりて、さはとるにて、ねちてひくに、大かたいた

き事なし」(岩波文庫本上巻、上本一、第三)

を引き、大言海は、今昔物語集本朝部卷二十三の第十五から

(実は第十六でなければならないが)

季通門ノ許ニ走り寄テ、門鑓ヲネヂテ引ケレバ引抜タリ

を加へてて、この語も、辞書で見る限り、今昔物語集を初

出とする。

「ムツカシ」の方は、名義抄に

(法中ノ第九五面)

の一例があり、三巻本字類抄には、黒川本(前田本にこの部

蟲ムツカシ

懲懲_{己上同又}
雜羅滅任那

と見えて、語が見えるのであるが、もとより和文脈には珍らしからぬ語である。下学集などで「六借」の字をあてたのを

登録してゐるのは、先縦を、十巻本伊呂波字類抄にも見るから、さしてあたらしい宛字ではないであらうが、和文脈の方に、本籍が存したやうに見てもあやまりではないであらうと思はれる。

右のような見解をもつて見てゆくと処理できる項目が存することは、ほど明かになつたと思ふが、更に、それをひろめてゆくと、

オボロケ

名義抄に「少」（僧下七五）の訓として一例。

字類抄は三巻本・十巻本とも、やはり「少ヲオボロケ」のみ。恐らく名義抄と同源か、または名義抄を引くのであらう。和文には決して珍しくない。

カツリ（登ル）

この語は、連用形がイ段に属すると見られるから、

恐らく、二行四段活用の語であらうが、辞書に登録がない。この今昔物語集のこの箇所を初見とみるとともできるであらう。

ケカラ女

これは、恐らくは、その説話の行文からみて、い

はゆる累那羅（キンナラ）に相当するものであらう

が、漢字の字面からの遊離の後の、謬伝の姿と見ることができるのではないか。

ハウニ

これは、「白粉」をさすから、当然「白粉」の字面をあててもよかつたと思はれる。元来は「ハーフニ」であるが、音変化の後は「ハウニ」で、本草和名・和名抄にも見える。この語の見える今昔物語集の説話は、打聞集にも見えるのであるが、やはり仮名で「ハウニ」とある。ところが、この説話の文脈は、

粉ヲ多ク召テ宮ノ内ニ隙無ク蒔ツ。粉ト云ハハウニ也
(今昔物語集)

粉ヲ召テ宮ノ内ニユキノ降タルか様ニマキツ。粉ト云ハハウニナリ
(打聞集)

とあって、「粉」といふものの説明を詳しくのべてる場所である。むしろ仮名でなければあやしいわけである。あたかも、記紀の訓註のごときものである。などの場合も視野に入つて来る、多少の理由をみとめ得たといつてよいであらう。

しかし乍ら、なほ多く、説明し難いものが残る。恐らくは宣命書きといふ表記体にも、それが意識的に採用される場合でも、多少の弛緩はまのがれがたかつたといふより外にない。けれども、また、

カク、カ、ル、カクテ

の類は、

カクノゴトク、カクノゴトキ

が「如此」とかゝれるのに、何故にか仮名書である。これも

古い宣命に立かへつてみると、

加久 司久
の字面で書かれるのが通例であつたことを思ふと、一脈の共通点が見出され、したがつて、そこに伝承といふ関係が、成立つてゐたとも見られよう。しかし「此」の字は、名義抄で見ると

コレ ナムチ ソシル イナ

(法上九九)

(僧下六九)

の訓が見えるものの、カク・カクシテ・カヽルには

カク テ 斯

カクノゴトキ 若斯

カクノゴトク

若時 寔

カクハカリ

如 猶

只且

カク

とあり、今昔物語集で

如此 —— カクノゴトキ・ゴトク

カク —— カク

の表記の見られることに矛盾はしないが、格別に何も与へない。「如此」「如是」を「カクノゴトキ、^ク」とよむ習慣があるので、その文字面をとるのが自然だが、「カク」「カクテ」には、そのやうなむすびつきが存しなかつたとみるより説明ができない。万葉集の字面では

可久・加久・迦久・加苦

などの仮名書きも少くないが、一方

の表記の例も少くない。万葉集の例にはなほ訓読の問題がありうるけれども殆ど問題になるまい。今昔物語の「如此カク」の字面の訓読を、すべて、「カクノゴトク」とするなら、「カク」はすべて、仮名書きになつてしまふ。その点からすると万葉集的書法の伝承が、順調に、宣命書につたへられてゐるとはいへまい。むしろ、漢文訓読の場に近くあつたといつた方が無難であらう。しかし、それを、続紀宣命の用字まで連関を求めて行くのは、飛躍といふべきであらう。たゞ、そこに、類同の現象が存するといふのみである。

今昔物語集の、天竺震旦の部は、いはゞ原作ものの原作になれどもいふべきものである。原文からの脱出、出典からの独立を、多少とも考へ、平易な読物としての成功を狙ふならば潤色といふ点では特別の配慮がなされなければならない。

前に述べた擬音語・擬態語の類や、時代語・俗語の類はその潤色の一つの手段に用ひられたものであらう。自然な、そして俗耳に入る、躍動する描写の為には、後の平家物語が同様の例であるが、日常性、あるいは俗語的エスプリが必要になるのである。それは、本来の典拠の漢文においてさへ、当然あり得る筈のものである。遊仙窟のような閑文字であれば、直ちにそのことは指摘することができよう。

そして、それらは、もし、そのスタイルを全体的に固執するなり新しい器の用意ができるまでは、仮の器に盛られた。新造字・宛字のできるまでは、——できたものは順にそれぞれに盛られて行つたが——仮の字でよそほはれたのである。

此 是 如 如此 如是 各